

## 閲覧について

令和5年2月24日  
建設産業・地方整備課

どなたでも申請書等を閲覧することができます。

※ただし、閲覧対象は当局で許可・登録等を行った業者のみとなります。

業種	担当
・建設業（国土交通大臣許可業者）	建設業係
・建設コンサルタント ・測量業 ・地質調査業 ・下水道処理施設維持管理業	計画・測量業係
・宅地建物取引業（国土交通大臣免許業者） ・マンション管理業 ・不動産鑑定業（国土交通大臣登録業者）	鑑定評価指導係
・住宅宿泊管理業 ・賃貸住宅管理業（賃貸住宅管理業者登録簿のみ） ・家賃債務保証業	賃貸住宅管理業係

### 閲覧場所

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館 4階  
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課内 指定閲覧所

### 閲覧時間

土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、  
9：30～12：00、13：00～16：30

### 閲覧手続き

- (1) 閲覧を希望される方は、まず受付にて閲覧しようとする書類の種類をお申し付けください。
- (2) 担当者から閲覧簿を受け取り、以下の指定事項を記入して頂きます。  
 ○閲覧日、閲覧者氏名・会社名（又は職業）・住所（又は電話番号※携帯電話可）  
 ○閲覧を希望する会社名、許可業種、許可（又は登録、免許）番号、閲覧内容
- (3) 閲覧書類をお渡し致します。
- (4) 終了後、担当者までお声掛けの上、閲覧書類を返却してください。

#### 注意事項

- ・閲覧書類の持ち出し、コピー、スキャン及び写真撮影等はできません。
  - ・閲覧書類は、紛失・汚損・棄損のないよう丁寧に取り扱ってください。  
また、書き込みは絶対しないでください。
  - ・閲覧場所での喫煙・飲食は禁止します。
  - ・閲覧スペースが狭いので、秩序ある閲覧をお願い致します。
- ※注意事項が守られない場合は、閲覧を制限する場合があります。

### インターネットによる閲覧

国土交通省 建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

（<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>）

なお、本システムでご覧頂ける事業者の種類は、以下10業種です。

①建設業者、②宅地建物取引業者、③マンション管理業者、④住宅宿泊管理業者、⑤賃貸住宅管理業者、⑥不動産鑑定業者、⑦測量業者、⑧建設コンサルタント、⑨補償コンサルタント、⑩地質調査業者

※お手持ちのパソコン等から各事業者の基本情報が検索・閲覧できます。